

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定）（参考）

多摩都市計画豊ヶ丘一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		豊ヶ丘一丁目地区地区計画				
位 置		多摩市豊ヶ丘一丁目及び二丁目各地内				
面 積		約3.3ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本区域は新住宅市街地開発事業による一体的な整備が進められ、緑豊かで閑静な住宅地として市街地形成が期待されている地区である。このため、新住宅市街地開発事業効果の維持増進を図るとともに、周辺の自然と調和した戸建住宅を主体とした良好な住宅地の形成を図る。				
	土地利用の方針	戸建住宅を中心とした、良好な住宅地としての土地利用を図る。 また、土地利用と調和のとれた公共施設を計画的かつ合理的に配置する。				
	地区施設の整備の方針	新住宅市街地開発事業により整備される道路・歩行者専用道路・緑地について、各施設の維持・保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	低層住宅地としての良好な住環境を形成することを目的とし、その環境を維持・保全するため、建築物等の用途等について必要な規制・誘導を行なう。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	面 積		備 考
		緑 地	緑 地	約2,100㎡		
	その他の公共空地	種 類	名 称	幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
			歩行者専用道路	約5～36	約210	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	共同住宅、寄宿舎、下宿、及び3戸以上の長屋は、建築してはならない。
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ※	10分の4 ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は、適用しない。
		建築物の高さの最高限度 ※	建築物の高さは、地盤面から9m以下とし、かつ軒の高さは地盤面から6.5m以下とする。
		建築物の敷地面積の最低限度 ※	170㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面（出窓・柱のある玄関ポーチ及び独立性のある2階ベランダ等を含む。）から敷地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。 1 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。 2 自動車車庫又は自転車置場で軒の高さが2.3m以下であること。
		建築物等の形態又は意匠の制限	(色彩の制限) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、地区の環境と調和したものとする。
			(屋外広告物等の制限) 自己の用に供する広告物については、表示面積が1㎡を超えないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路及び歩行者専用道路に面する場所に設ける、かき若しくは、さくの構造は、生垣又は透視可能なネットフェンス等とする。

※は知事承認事項

「地区計画区域、地区整備計画区域の範囲は、計画図表示のとおり」

(理由) 新住宅市街地開発事業により、公共施設の整備の行われている地区の良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。

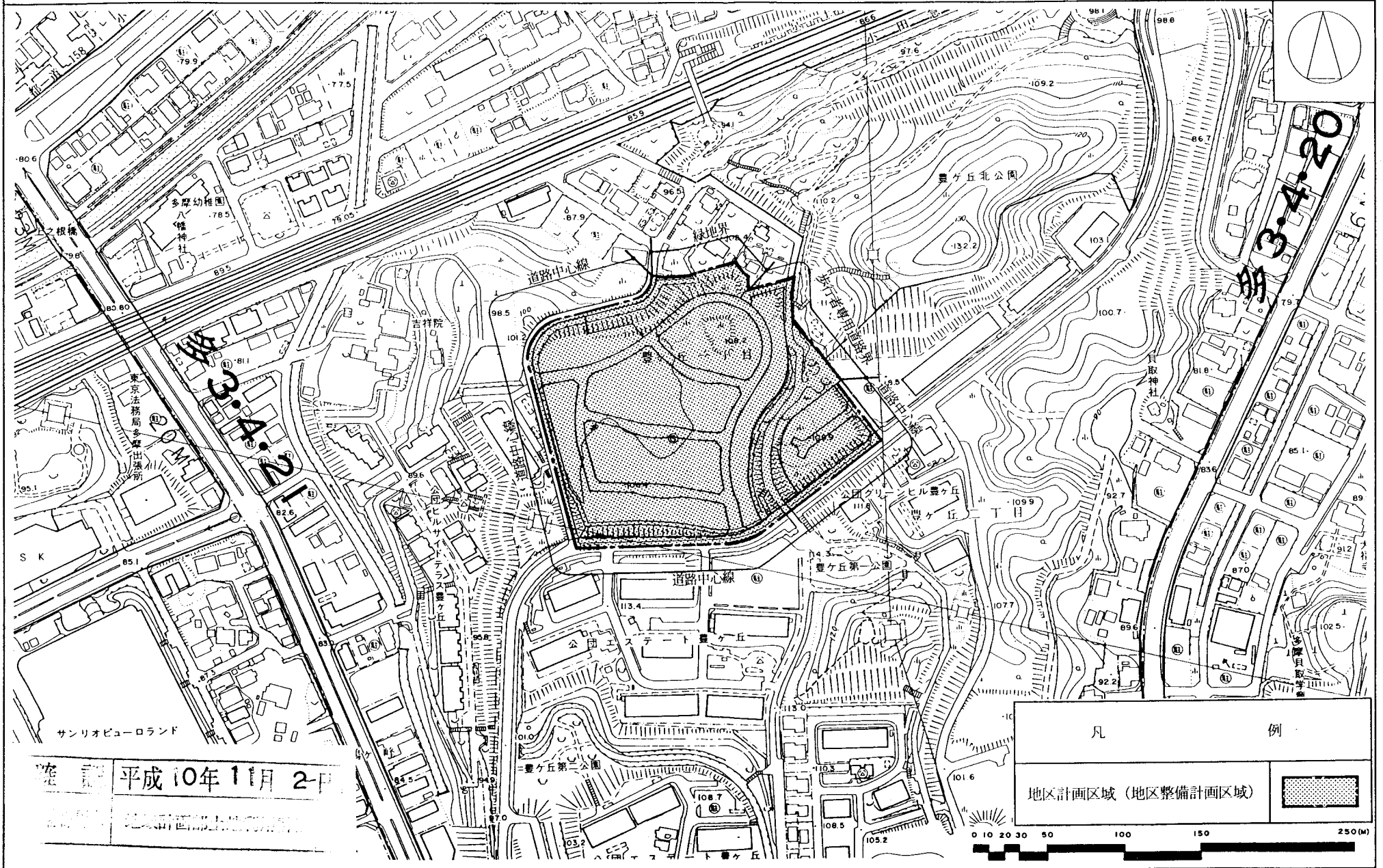
規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
豊ヶ丘一丁目 地区	—	—	軒、窓の格子、戸袋、濡れ縁、独立柱のないテラス2階ベランダ及び柱のない玄関ポーチ

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
豊ヶ丘一丁目地 区	—	独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)が分譲時に造成した宅地地盤高をもとに、建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定

多摩都市計画地区計画 豊ヶ丘一丁目地区地区計画 計画図1 [多摩市決定]



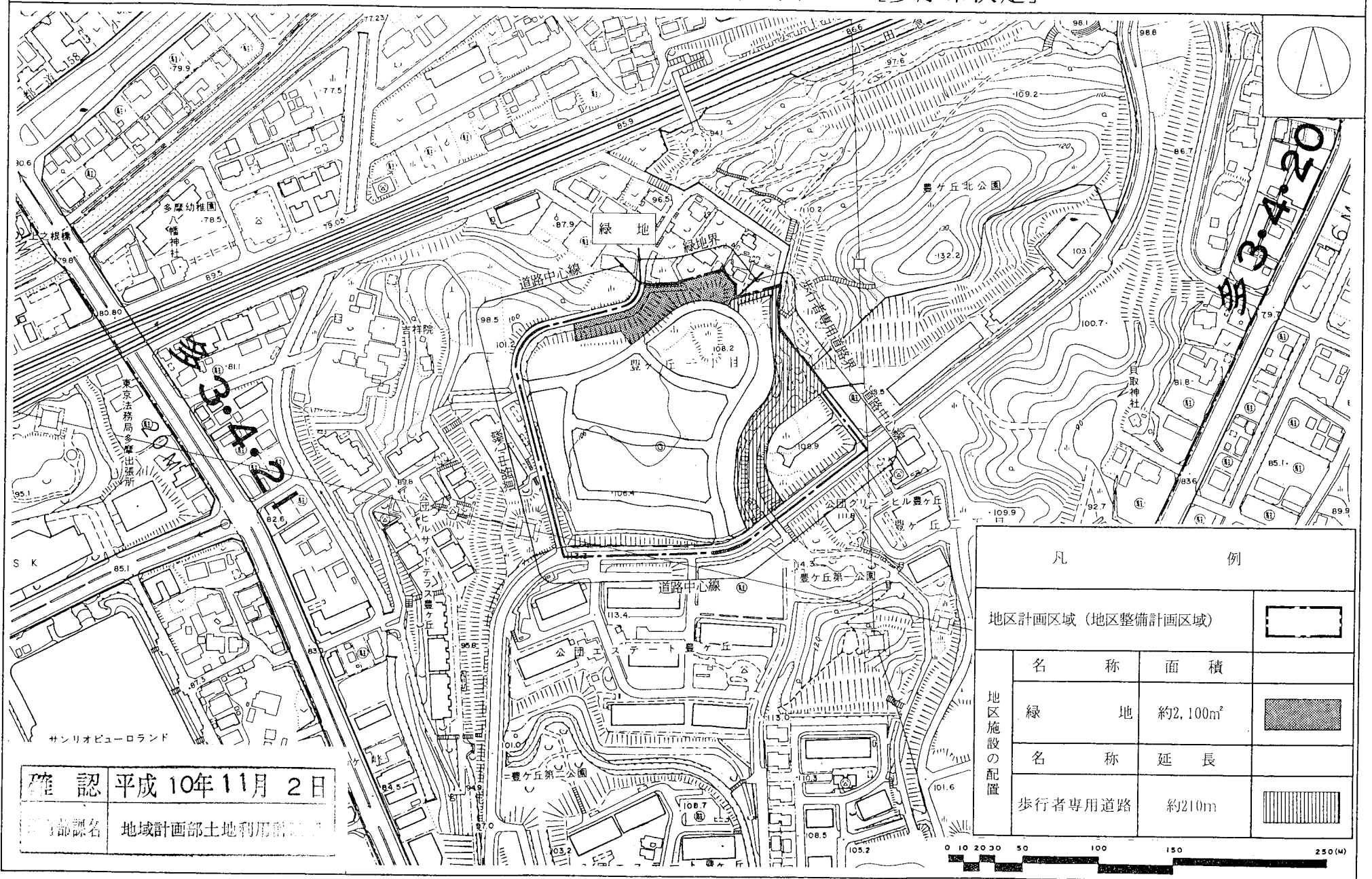
3.4.20

凡 例	
地区計画区域 (地区整備計画区域)	

平成10年11月2日

0 10 20 30 50 100 150 250(M)

多摩都市計画地区計画 豊ヶ丘一丁目地区地区計画 計画図2 [多摩市決定]



凡 例			
地区計画区域 (地区整備計画区域)			
地区施設の配置	名 称	面 積	
	緑 地	約2,100㎡	
	名 称	延 長	
	歩行者専用道路	約210m	

確認 平成 10年 11月 2日
 課名 地域計画部土地利用課